

安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業実行委員長 様

安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金申請書

申請者

住 所	※個人事業主は住民票上の住所、法人（会社）は法人登記上の住所を記載 〒 -		
法 人 名 ・ 屋 号			
代 表 者 職 ・ 氏 名	※個人事業主は氏名のみ記載		

物価高騰の影響を受けているため、添付書類を添えて、支援金の給付を申請します。

1 申請者の基本情報

業種分類 ※主な事業を記載				
資本金の額及び従業員数 (申請時現在)	円	人		
主たる事業所の所在地(注) ※法人のみ記載	安芸高田市			
市内事業所の所在地 ※個人事業主のみ記載	安芸高田市			
事業概要 ※事業内容を記載				
申請事務担当者 ※日中連絡がつく 電話番号を記載	部署:	氏名:		
	電話:	E-mail:	@	

(注) 主たる事業所とは、安芸高田市内で事業実態がある事務所又は事業拠点を有する事業所をいう。

2 支援対象設備内訳及び申請金額、設置年月日等

支援対象設備	総事業費 (A)	消費税等 (B)	差引(A)-(B) (C)	算定金額 (C) × 3/4
(1) 高効率空調設備				
(2) 冷凍・冷蔵庫				
(3) 給湯設備				
(4) LED照明設備				
支援申請金額 (1) から (4) の合計 (50万円を上限、(C) 欄が3万円未満は対象外、算定金額欄 1千円未満切り捨て)				

- * (B) 欄は、消費税並びに地方消費税及び既存設備の撤去又は処分に要する経費の合計額を記入してください。
- * 支援対象設備を導入前の場合は、添付書類に見積書等の写しが必要で、交付決定後に実績報告書の提出をしていただきます。
- * 支援対象設備を導入済みの場合は添付書類に領収書等の写しが必要で、交付決定後に支援金を給付します。

支援対象設備導入前の方	設置完了予定年月日	年 月 日
支援対象設備導入済みの方	設置完了日	年 月 日

- * 支援対象設備が複数の場合は最後に設置する (した) 年月日を記入してください。

3 添付書類チェックシート ※提出前に必ず確認ください。

☐	確定申告書類等の写し
☐	法人：直近2期分の確定申告書 別表1の写し
☐	個人：令和6年分の確定申告書B 第一表の写し
☐	個人の方のみ：身分証明書の写し(運転免許書※裏面のあるものは両面・健康保険証・マイナンバーカードなど)
☐	支援対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるものの写し（仕様書またはカタログ等）
☐	既存設備の仕様等がわかるもの（仕様書等の写し、カタログ又は銘版部分の写真等）
☐	支援対象設備の設置予定場所（見積書等の場合）又は設備導入場所（領収書等の場合）を確認できるカラー写真等
☐	支援対象設備を導入済みの場合のみ、領収書等の写し及び安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業支援金請求書（様式第2号）
☐	支援対象設備を導入済みの場合のみ、申請者名義の振込用預金通帳の写し（表紙 及び 表紙裏の見開き）
☐	その他審査等に必要書類（実行委員会から指示がない場合は添付不要）

*裏面の誓約・同意書についても、チェックをお願いします。（チェックしていない場合は、申請を受け付けない場合があります。）

4 支援金給付対象要件の確認及び誓約・同意事項 ※全ての項目に☑が必要です

☐	申請日時点で市内で事業を行っており、引き続き市内で事業を継続します。
☐	中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者です。
☐	安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する指定管理者ではありません。
☐	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務を行う者ではありません。
☐	安芸高田市暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者ではありません。
☐	宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者ではありません。
☐	事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を満たしています。
☐	本申請にあたり、既存設備の証明ができない場合は既存設備の処分業者（施工業者等）に照会することに同意します。
☐	本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽の記載はありません。
☐	事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にはしません。
☐	支援金受給後、給付要件に該当しないことが判明した場合には、直ちに支援金を返還します。
☐	申請期限または実績報告時点までに不備を解消できない場合は、申請を取下げたと実行委員会がみなすことに同意します。
☐	審査を目的に、事業実施状況等を公的機関へ照会することに同意します。
☐	調査を目的に、必要と認められた場合、事業所等に立ち入り、帳簿書類等を調査することに同意します。
☐	上記の要件の確認及び誓約・同意事項を破棄したことを理由に実行委員会が支援金の返還を求める場合は、これに従います。